

与謝野町指定管理者選定審査基準

令和7年8月

与 謝 野 町

目 次

1	審査基準の位置づけ.....	1
2	審査手順.....	1
3	申請資格審査.....	2
4	申請書類審査.....	2
(1)	審査項目及び配点.....	3
(2)	主な評価ポイント及び得点の決定方法.....	4
5	指定管理候補者の決定等.....	5

与謝野町指定管理者選定審査基準

1 審査基準の位置づけ

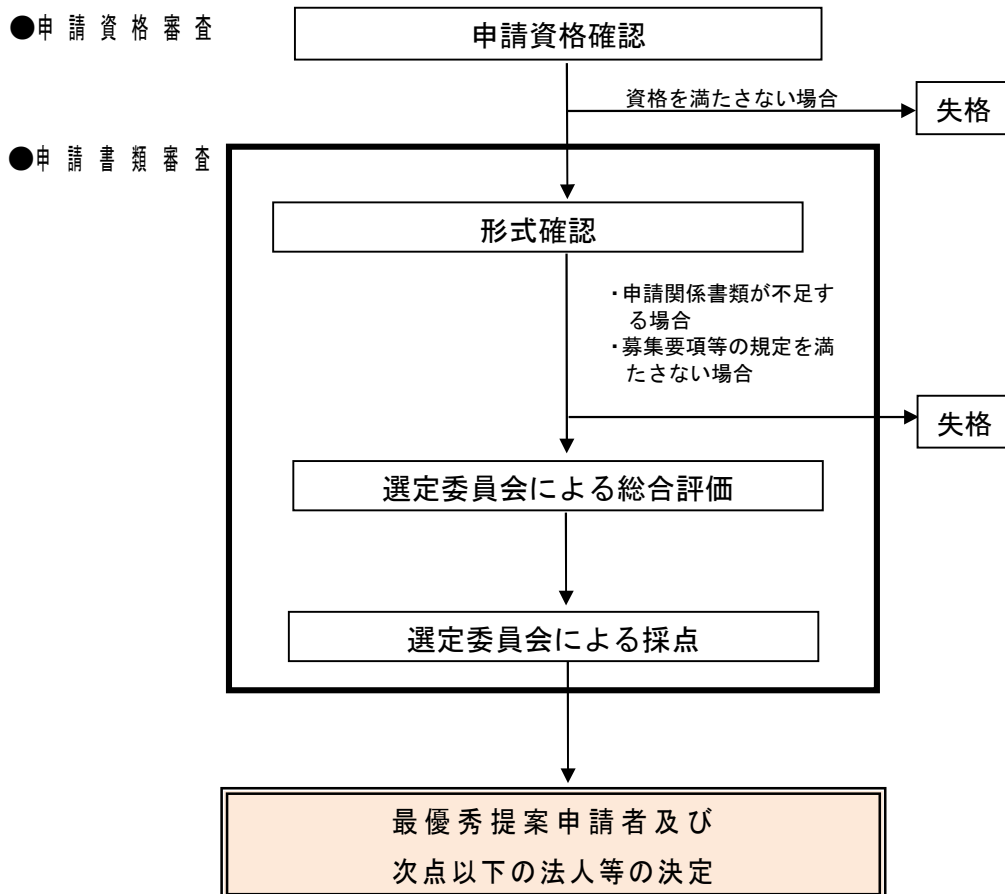
本審査基準は、与謝野町立古墳公園の管理運営に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2に定める指定管理者により管理運営を行わせる「指定管理者制度」を導入するに当たり、与謝野町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、本施設の指定管理者となることを希望する民間事業者（以下「申請者」という。）の提案を審査する基準であり、申請者に交付する募集要項と一体のものである。

なお、指定管理者の選定に当たっては、与謝野町立古墳公園の設置条例の定めるところにより、申請者からの提案を総合的に審査するものとする。

2 審査手順

審査は、「申請資格審査」及び「申請書類審査」の2段階に分けて実施する。なお、審査の手順については、次のとおりとする。

【指定管理候補者選定事務フロー】



3 申請資格審査

与謝野町は、申請者から提出された指定申請関係書類に基づき、申請者が募集要項に示す申請条件を全て満たしているかの確認を行うとともに、次に該当しない者であることを確認する。

- ① 法律行為を行う能力を有しないもの。
- ② 破産者で復権を得ないもの。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの。
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けたことがあるもの。
- ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）及び第180条の5に抵触するもの。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納しているもの。
- ⑦ 会社更生法、民事再生法等に基づく手続を行っているもの。
- ⑧ 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関から認定された日から2年を経過しないもの。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行うもの。
- ⑩ 代表者又は役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）であるもの。
- ⑪ 団体の経営に暴力団員が実質的に関与しているもの。
- ⑫ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないもの。
- ⑬ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの。
- ⑭ その他、町長が指定管理者としてふさわしくないと認めるもの。

4 申請書類審査

選定委員会は、申請書類に基づき、申請者の提案する管理運営計画を審査する。その上で、点数が高い順に最優秀提案申請者及び次点以下の申請者を決定する。なお、指定管理候補者の選定には60%以上の評価点の取得を必要とする。

(1) 審査項目及び配点

審査における審査項目及び配点は、次を基本に各施設ごとに設定する。

【審査項目及び配点】

審 査 項 目			配 点
1	運営経費に関する事項	提案価格について（施設管理及び事業運営経費の収支計画書より）	10
小 計			10
2	申請団体に関する事項	経済的安定性について	5
		同種の施設管理業務の実績について	5
小 計			10
3	管理運営に関する事項	当該施設の設置目的、趣旨、管理運営の内容把握について	10
		施設や設備の維持管理計画について	5
		日常の警備及び事故防止、防災に関する対策について	5
		緊急時の連絡体制、役割分担等の取り決めについて	5
		個人情報の保護に関する制度の理解及び体制について	5
小 計			30
4	事業実施に関する事項	事業計画の内容等について	10
		施設の利用を促進させる方策（誘客活動、宣伝、広報等）について	10
		利用者等の要望、意見等を迅速に反映させる方策について	5
		サービス全般について	10
		収支計画と事業計画との整合性について	5
		効率的な運営について	5
小 計			45
5	サービス提供体制に関する事項	人員や有資格者の配置について	10
		職員の育成・研修体制について	10
		平等な利用の確保のための方策について	5
		トラブル及び苦情処理への対応について	5
小 計			30
6	その他施設固有の性質等による審査項目に関する事項	地域や関係団体との連携について	5
		施設の設置目的に合わせた申請団体の社会的責任に着目した政策について	5
小 計			10
合 計			135

◇提案価格に係る評価点は、以下の基準により採点

満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※小数点以下第3位を切り捨てる。

上限価格を超過

無効

(2) 主な審査ポイント及び得点の決定方法

① 評価ポイント

各審査項目における主な審査ポイント及び対応様式（ガイドラインP20、申請書類より）は以下のとおりとする。

審査項目		主な審査ポイント	対応様式
運営経費に関する事項	提案価格について	予算の考え方が適正であるか	様式第4号
申請団体に関する事項	経済的安定性について	管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有しているか。（財務諸表等）	—
	同種の施設管理業務の実績について	同種の施設管理業務の実績があるか	—
管理運営に関する事項	当該施設の設置目的、趣旨、管理運営の内容把握について	当該施設の設置目的、趣旨、管理運営の内容把握について	様式第3号
	施設や設備の維持管理計画について	施設の的確な維持管理と管理水準向上のための方策を講じているか	様式第3号
	日常の警備及び事故防止、防災に関する対策について	日常の警備及び事故防止、防災に関する対策は適切か	様式第3号
	緊急時の連絡体制、役割分担等の取り決めについて	緊急時の連絡体制、役割分担等の取り決めや役割は適切か	様式第3号
	個人情報の保護に関する制度の理解及び体制について	個人情報の保護に関する制度を理解し、体制を整備しているか	様式第3号
事業実施に関する事項	事業計画の内容等について	事業計画の内容等が具体的・現実的であり、かつ、創意工夫が見られるか	様式第3号
	施設の利用を促進させる方策（誘客活動、宣伝、広報等）について	施設の利用を促進させる方策（誘客活動、宣伝、広報等）がとられているか	様式第3号
	利用者等の要望、意見等を迅速に反映させる方策について	利用者等の要望、意見等を迅速に反映させる方策がとられているか	様式第3号
	サービス全般について	サービス全般について定期的に評価し、改善に結びつける方策があるか	様式第3号
	収支計画と事業計画との整合性について	収支計画と事業計画との整合性が図られており、かつ、実現の可能性はあるか	様式第4号 様式第4-1号
	効率的な運営について	効率的な運営が工夫されているか	様式第3号
サービス提供体制に関する事項	人員や有資格者の配置について	適切な人員や有資格者を配置しているか	様式第3号
	職員の育成・研修体制について	職員の育成・研修体制は講じられているか	様式第3号
	平等な利用の確保のための方策について	平等な利用の確保のための方策は十分か	様式第3号
	トラブル及び苦情処理への対応について	トラブル及び苦情処理に適切に対応できるか	様式第3号
その他施設固有の性質等による審査項目に関する事項	地域や関係団体との連携について	地域や関係団体との連携に対し、積極的で具体的な方策があるか	様式第3号
	施設の設置目的に合わせた申請団体の社会的責任に着目した政策について	施設の設置目的に合わせた申請団体の社会的責任に着目した政策があるか	—

② 評価点

それぞれの審査項目について、各評価点のレベルは次のとおりとする。

5	→	大変良い
4	→	良い
3	→	普通
2	→	不十分
1	→	全く不十分

なお、4－（１）【審査項目及び配点】中、「予算の考え方」、「設置目的等の理解」、「事業計画の内容」、「サービスの評価、改善の方策」、「人員・有資格者の配置」、「職員育成」の項目については、評価されたレベルの「２倍」とする。

③ 得点の決定方法

選定委員会において、申請書類に記載された内容に基づき、募集要項に規定するヒアリングの結果等も踏まえ、①の項目について総合的に評価し、各項目について絶対評価により加点する。ただし、提案内容が管理運営基準に照らして特段評価に値しない項目については０点とする。

また、各項目の評価は原則として提出された様式等による。

5 指定管理候補者の決定等

与謝野町は、選定委員会における審査の結果を踏まえて、指定管理候補者及び次点以下の法人等を決定し、その旨を与謝野町ホームページ等適当な方法により明らかにする。ただし、次点以下の法人等の企業名等は公表せず、記号等により行うこととする。